

Doひかり電話サービス契約約款

第1章 総則

第1条 (約款の適用)

1. ユーザーサイド株式会社（以下「当社」といいます。）は「Doひかり回線サービス契約約款」（以下「原約款」といいます。）に定める「Doひかり回線」に付随するサービスの一つとして、「Doひかり電話サービス契約約款」（以下「本約款」といいます。）を定め、契約者に「Doひかり電話」（以下総称して「本サービス」といいます。）を提供します。
2. 本サービスは当社が東日本電信電話株式会社および西日本電信電話株式会社（以下「NTT東西」といいます。）の提供する「光コラボレーションモデル」を活用し、当社が本サービスの契約者に対し、光回線と光電話および当社のサービスを一体的に提供するものです。
3. 本サービスの提供条件については、本約款およびその他の個別規定ならびに追加規定（以下、「個別規定等」といいます。）に定めのある場合を除き、NTT東西の「音声利用IP通信網サービス契約約款」「端末設備貸出サービスに係る利用規約」によります。なお、本約款と個別規定等との間に齟齬が生じた場合、個別規定等が本約款に優先して適用されるものとします。
4. 当社およびNTT東西がホームページその他の手段により通知する利用条件等に関する事項も本約款の一部を構成するものとします。

第2条 (約款の変更)

1. 当社は、本約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款を適用するものとします。
2. 当社は、前項の変更を行う場合は、本約款を変更する旨および変更後の約款の内容ならびに効力発生時期を、当社ホームページにおける掲載その他の適切な方法で周知します。
3. 契約者は、前項の周知をしたときは、当該周知を電気通信事業法に基づく契約者への説明方法とすることについて了解していただきます。

第3条 (用語の定義)

本約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
国内通信	通信のうち本邦内で行われるもの
国際通信	通信のうち本邦と外国（インマルサットシステムに係る移動地球局（海事衛星通信を取り扱う船舶に設置した地球局および可搬型地球局をいいます。以下同じとします。）および当社が別に定める電気通信事業者の衛星電話システムに係る衛星携帯端末（以下、「特定衛星携帯端末」といいます。）を含みます。以下同じとします。）との間で行われるもの。
通話	音声その他の音響を、電気通信回線を通じて送り、または受ける通信
音声利用IP通信網	主として通話並びに通話に付随する映像および符号による通信（電気通信番号規則（平成9年郵政省令第82号）に定める電気通信番号（当社が別に定めるものに限りません。）を相互に用いて行うものとします。）の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより伝送交換を行うための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備およびこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。）
Doひかり電話（本サービス）	音声利用IP通信網を使用して当社が行う通話サービス
Doひかり	Doひかり回線サービス契約約款に基づき、IP通信網を使用して当社が行う電気通信サービス
光電話サービス取扱所	東日本電信電話株式会社または西日本電信電話株式会社

取扱所交換設備	本サービス取扱所に設置される交換設備（その交換設備に接続される設備等を含みます。）
申込者	本サービス利用契約の申込をした者
契約者	本約款に基づく利用契約を当社と締結し、本サービスの提供を受ける者
契約者回線	本サービス利用契約に基づき契約者が利用可能な電気通信回線
利用回線	本サービスの利用に必要な電気通信回線
端末設備	利用回線等の一端に接続される電気通信設備であって、設置場所が他の部分の設置場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）または同一の建物内にあるもの
自営端末設備	契約者が設置する端末設備
自営電気通信設備	電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
特定事業者	東日本電信電話株式会社または西日本電信電話株式会社
技術基準等	端末設備等規則（昭和 60 年郵政省令第 31 号）および端末設備等の接続の技術的条件
消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）および同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額ならびに地方税法（昭和25年法律第226号）および同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の合計額

第4条 （外国における取扱いの制限）

本サービスの取扱いに関しては、外国の法令、外国の電気通信事業者が定める契約約款等により制限されることがあります。

第2章 サービス

第5条 （サービスの種類）

本サービスの対象は次の通りとします。

Doひかり電話（コラボレーションモデル）	・音声利用IP通信網を使用して当社が行う通話サービス 「音声利用IP通信網サービス契約約款」の第2種サービスのメニュー1-1および1-2、2、3に係るもの。
----------------------	---

1. 本サービスは、NTT東西の利用回線を使用または接続契約者回線を接続して提供するひかり電話です。
2. 本サービスはNTT東西、または当社の設備およびサービス提供の都合により、必ずしも本サービスの契約者が希望する種類のサービスを提供できない場合があります。

第6条 （本サービス提供区域）

1. 本サービスはNTT東西の音声利用IP通信網サービス契約約款第5条によって定められた提供区域に提供します。
2. 前項の定めによらず、当社が提供不可と判断した場合、本サービスを提供しない場合があります。

第3章 契約

第7条 （契約の成立）

1. 本サービス利用契約は、利用希望者が本約款に同意したうえで当社の別途定める手続きに従い本サービス利用契約の申込みをし、当社が第11条（契約申込の承諾）に基づき当該申込みを承諾した時点をもって成立するものとします。
2. サービス開始日は、当社による回線工事完了後、当社が別途定める日とし、当社はサービス開始日を当社が適当と認める方法で契約者に通知するものとします。

第8条 （契約の単位）

当社は、契約者回線1回線ごとに1契約を締結します。この場合、契約者は1契約につき1人に限ります。

第9条 (最低契約期間)

1. 本サービスの最低契約期間は1ヶ月です。
2. 契約者は、前項の最低契約期間内に契約の解除があった場合も、月額利用料金を支払うものとします。

第10条 (契約申込の方法等)

1. 本サービスを申込みときは、次の事項について当社指定の様式にて提出するものとします。
 - (1) Doひかり電話サービスの種類
 - (2) 契約者名、住所、連絡先
 - (3) 申込担当者氏名、連絡先
 - (4) 接続契約回線の終端の場所または利用回線の契約者回線番号
 - (5) その他当社が指定する事項
2. 本サービスの申込みに際し、契約者本人である公的な証明となる書類（当社が許諾した場合は、書類の写しも可）の提出を求める場合があります。
3. 本サービスの申込みについて、契約者より申込み代行の委任を受けたもの（以下「代行者」といいます。）が代行して申込み場合、当社に委任状を提出していただく場合があります。

第11条 (契約申込の承諾)

1. 当社は本サービスの申込みがあったときは、受け付けた順序に従ってNTT東西の諾否を照会し、NTT東西が承諾した場合に、当社は申込みを承諾します。
2. 当社が契約申込みを承諾したときをもって、契約締結とします。
3. 当社は本条第1項の定めにかかわらず、次の場合には本サービスの申込みを承諾しないことがあります。
 - (ア) 本サービスの契約者と利用者が同一でないとき
 - (イ) 本サービスの提供が技術上著しく困難なとき
 - (ウ) 申込みをした者が、工事に関する費用その他当社に対する支払いを怠る恐れがあるとき
 - (エ) その他当社の業務遂行上、支障があるとき
 - (オ) 加入申込者が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）と判断される場合

第12条 (契約内容の変更)

契約者は、本サービスに係る契約内容の変更を請求することができます。

当社は、前項の請求があったときは、第11条（契約申込の承諾）の定めに従って取り扱います。

第13条 (契約者回線番号)

1. 本サービスの契約者回線番号は、回線収容部ごとまたは利用回線ごとに当社が定めます。
2. NTT東西および当社の技術上または業務遂行上やむを得ない理由がある場合は、本サービスの契約者回線番号を変更することがあります。
3. 前項の規定により、契約者回線番号を変更する場合には、あらかじめそのことを対象の本サービス契約者に通知します。

第14条 (回線収容部の変更)

前条の定めにより、その契約者回線について他の本サービス取扱所の回線収容部への収容の変更を行う必要が生じたときは、当社は、その変更を行います。

ただし、第11条（契約申込の承諾）第3項各号のいずれかに該当する場合は、その変更を行わないことがあります。

第15条（契約の変更）

契約者は、当社が別に定めるところにより、本サービスプランの変更を請求することができます。

当社は、前項の請求があったときは、第11条（契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

第16条（契約者の情報の変更）

1. 契約者は、本サービス利用契約の申込の際当社に通知した情報に変更がある場合は、当社所定の方法により、遅滞なく当社に届け出るものとします。
2. 契約者が契約内容の変更を申し出た場合、当社は、契約者に対しその申し出に関する事実を証明する書類の提示を求めることがあります。
3. 契約者による前各項の届け出がなかったことで、契約者が不利益を被ったとしても、当社は一切その責任を負いません。

第17条（契約者の地位の承継）

1. 相続または法人の合併もしくは分割により、契約者の地位の承継があったときは、相続人または契約者の地位を承継した法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて、当社に届け出るものとします。
2. 前項の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出るものとします。これを変更したときも同様とします。
3. 当社は、前項の定めによる代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。
4. 地位を承継した契約者による前各項の届出がなかったことで、当該契約者が不利益を被ったとしても、当社は一切その責任を負いません。

第18条（権利の譲渡等禁止）

契約者は、当社の承諾なく、契約者として有する権利の第三者への譲渡、使用許諾、売却または契約者として有する権利に対する質権の設定等担保に供する行為を行ってはならないものとします。

第19条（契約者が行う本サービス利用契約の解約）

1. 契約者は、解約を希望する1ヶ月前までに当社の指定する方法にて解約の申し出を行い、本サービス利用契約を解約することができます。
2. 前項による契約解約にあたり、発生する費用の一切については、本サービス契約者が負担するものとし、当社は負担しません。
3. 本条第1項の場合、当社は、本サービス契約者に対し、以下の費用等のうち未決済のものについて、請求できるものとします。
 - (1) 事務手数料
 - (2) 工事に関する費用
 - (3) 解約までに提供されたサービスの利用料等（①解除対象の電気通信役務（付加的機能を含む。）の利用料 ②①の契約解除に伴い同時に契約解除された、付随的有償継続役務の利用料等）
 - (4) 第36条の利率に基づく遅延損害金

第20条（当社が行う本サービス利用契約の解約）

1. 当社は、次の場合には、本サービス利用契約を解約することがあります。
 - (1) 第23条（利用停止）の定めにより本サービスの利用を停止された契約者が、なおその事実を解消しないとき。
 - (2) 前号の定めにかかわらず、本サービスの利用を停止することが技術的に困難なとき、または当社の業務遂行上支障があるときであって、第23条（利用停止）第1項各号の定めいずれかに該当するとき。
2. 当社は、前項に定める場合のほか、次の場合は、本サービス利用契約を解約します。

- (1) 契約者回線について、Doひかり利用契約の解約または利用回線以外のDoひかりサービス品目または細目への変更があったとき。
 - (2) 利用回線について、Doひかりサービス利用権の譲渡があった場合であって、本サービス利用に係る権利の譲渡の承認の請求がないとき。
 - (3) 利用回線が、移転等により本サービスの提供区域外となったとき。
3. 当社は、前2項の定めにより、本サービス利用契約を解約しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。

第4章 付加機能

第21条 (付加機能の提供)

当社は、契約者から請求があったときは、料金表に定めるところにより付加機能（オプションサービス）を提供します。ただし、その付加機能の提供が技術的に困難なときまたは保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときまたはその契約者が警察機関から当社に対して特殊詐欺（不特定の者に対して、電話その他の通信手段を用いて、預貯金口座への振込その他の方法により、現金等をだまし取る犯罪をいいます。以下同じとします。）に関与したとして付加機能の提供の請求の承諾をしない旨の要請があった者との同一の者であるときは、その付加機能を提供できないことがあります。

第5章 一時中断、利用停止等

第22条 (一時中断)

1. 当社は、次の場合には、本サービスの提供を一時中断することがあります。
 - (1) 当社の電気通信設備の保守上、工用上または本サービスの品質確保のためやむを得ないとき。
 - (2) 特定の契約者回線等から、多数の不完了呼（相手先の応答前に発信を取り止めることをいいます。以下同じとします。）を発生させたことにより、現に通信が輻輳し、または輻輳する恐れがあると当社が認めたとき。
 - (3) 第26条（通信利用の制限等）の定めにより、本サービスの利用を制限するとき。
 - (4) 利用回線に係るDoひかりサービスの一時中断を行ったとき。
2. 当社は、前項の定めにより本サービスの利用を一時中断するときは、あらかじめ当社が適当と認める方法により契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
3. 第1項に定める場合のほか、本サービスに関する利用について料金表に別段の定めがあるときは、当社は、本サービスの利用を一時中断することがあります。

第23条 (利用停止)

1. 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、当社が定める期間（その音声利用 I P 通信網サービスに係る料金その他の債務（この規約により、支払いを要することとなった本サービスに係る料金、工事に関する費用または割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この条において同じとします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間または第5号に該当するときは警察機関から当社に対して利用できない状態の解消を行う旨の要請があるまでの間（警察機関から当社に対して、当該付加機能の利用を停止する期間を延長する旨の要請があった場合または特別の事情がある場合は、警察機関から当社に対して、利用できない状態の解消を行う旨の要請があるまでの間とします。））、本サービスの利用を停止することがあります。
 - (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
 - (2) 当社と契約を締結しているまたは締結していた他のサービス契約のサービスの料金等について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
 - (3) 契約者回線を本サービスの利用以外の用途に使用したと当社が認めたとき。
 - (4) 第43条（利用に係る契約者の義務）の定め違反したとき。
 - (5) 契約者が当社と契約を締結している本サービスについて、警察機関から当社に対して、特殊詐欺に利用されたとして、その本サービスに係る付加機能の利用を停止する旨の要請があったとき。なお、利用を停止する前の電気通信番号と利用できない状態の解消を行った後の電気通信番号が異なる場合があります。
 - (6) 前5号のほか、本規約の定め反する行為であって本サービスに関する当社の業務の遂行または当社の電気通信設備等に著しい支障を及ぼ

しまは及ぼすおそれがある行為をしたとき。

2. 当社は、前項の定めにより本サービスの利用停止をするときは、あらかじめその旨を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第6章 通信

第24条（相互接続点との間の通信等）

1. 相互接続通信は、NTT東西が別に定めた通信に限り行うことができるものとします。
2. 相互接続通信を行うことができる地域（以下、「接続対象地域」といいます。）は、NTT東西が相互接続協定により定めた地域とします。

第25条（通信の切断）

当社は、気象業務法（昭和27年法律第165号）第15条第2項の定めによる警報事項の通知にあたり必要がある場合は、通信を切断することがあります。この場合、あらかじめその通信をしている者にそのことを通知します。

第26条（通信利用の制限等）

契約者は、その利用回線に係る原約款に定めるところにより、利用回線を使用することができない場合においては、本サービスを利用することができないことがあります。

第27条（通信時間の測定等）

通信時間の測定等については、NTT東日本およびNTT西日本の定める「音声利用 I P 通信網サービス契約約款」に定めるところによります。

第28条（国際通信の取扱い地域）

国際通信の取扱い地域は、NTT東日本およびNTT西日本の定める「音声利用 I P 通信網サービス契約約款」に定めるところによります。

第29条（契約者回線番号等通知）

1. 契約者回線等からの通信については、その契約者回線等に係る契約者の契約者回線番号を着信先へ通知します。ただし、次の通信については、この限りではありません。
 - (1) 通信の発信に先立ち、「184」をダイヤルして行う通信。
 - (2) 契約者回線番号非通知（契約者の請求により、契約者回線等から行う通信について、その契約者回線番号を着信先へ通知しないことをいいます。）の扱いを受けている契約者回線等から行う通信（当社が別に定める方法により行う通信を除きます。）。
 - (3) その他当社が別に定める通信。
2. 第1項の定めにより、その契約者回線等の契約者回線番号を着信先へ通知しない扱いとした通信については、着信先が当社の別に定める付加機能を利用している場合はその通信が制限されます。
3. 当社は、前2項にかかわらず、契約者回線等から、電気通信番号規則第11条に定める緊急通報に関する電気通信番号をダイヤルして通信を行う場合は、その契約者の契約者回線番号、氏名または名称および契約者回線等に係る終端（回線収容部に収容されるもの以外のものとします。）の場所を、その着信先の機関へ通知することがあります。ただし、通信の発信に先立ち「184」をダイヤルして行う通信については、この限りではありません。
4. 当社は、前3項の定めにより、契約者回線番号等を着信先へ通知するまたは通知しないことに伴い発生する損害については、本規約中の責任の制限の定めにかつ該当する場合に限り、その定めにより責任を負います。

※1 本条第1項第2号に定める当社が別に定める方法により行う通信は、通信の発信に先立ち、「186」をダイヤルして行う通信とします。

※2 本条第2項に定める当社が別に定める付加機能は、発信電話番号通知要請機能とします。

※3 契約者は、本条の定め等により通知を受けた契約者回線番号等の利用にあたっては、総務省の定める「発信者情報通知サービスの利用における発信者個人情報の保護に関するガイドライン」を尊重するものとします。

第7章 料金等

第30条 (料金および工事に関する費用)

本サービスの料金等の体系は、次の通りとします。

- (1) 事務手数料
- (2) 工事費用
- (3) 基本料金
- (4) 通信料金
- (5) その他の料金

※ 本条に定める基本料金は、当社が提供する本サービスの態様に応じて、基本額、番号使用料、付加機能使用料およびユニバーサルサービス料を合算したものとします。

第31条 (基本料金の支払義務)

1. 契約者は、その契約に基づいて当社が本サービスの提供を開始した日（付加機能についてはその提供を開始した日）から起算して、契約の解約があった日（付加機能についてはその廃止があった日）の前日までの期間（提供を開始した日と解約または廃止があった日が同一の日である場合は、1日間とします。）について、料金表に定める基本料金の支払いを要します。
2. 前項の期間において、利用の一時中断等により本サービスを利用することができない状態が生じたときの基本料金の支払いは、次によります。
 - (1) 第22条（一時中断）の定めにより、本サービスの一時中断があったときでも、契約者は、その期間中の基本料金の支払いを要します。
 - (2) 第23条（利用停止）の定めにより、本サービスの利用停止があったときでも、契約者は、その期間中の基本料金の支払いを要します。ただし、第23条（利用停止）第1項第5号で定める場合は、この限りではありません。
 - (3) 前2号の定めによるほか、契約者は、次の場合を除き、本サービスを利用できなかった期間中の基本料金の支払いを要します。

区別	支払いを要しない料金
契約者の責めによらない理由により、本サービスを全く利用できない状態が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が継続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する本サービスについての利用料金。
当社の故意または重大な過失により本サービスを全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応する本サービスについての料金。
回線収容部の変更、契約者回線等に係る終端の場所の変更、利用回線の変更もしくは移転または本サービスに係る契約者回線と利用回線との間の変更に伴って、本サービスを利用できなかった期間が生じたとき（契約者の都合により本サービスを利用しなかった場合であって、その設備または契約者回線番号を保留したときを除きます。）。	利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応する本サービスについての料金。

3. 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

第32条 (通信料金の支払い義務)

1. 契約者は、その契約者回線等から契約者回線等へ行った通信（その契約者回線等の契約者以外の者が行った通信を含みます。）について、当社が確認した通信時間と料金表の定めに基づいて算定した通信料金の支払いを要します。

2. 契約者は、契約者回線等と当社が別途指定するものとの間の通信について、本サービスに係る部分と当社が別途指定する電話サービス、総合デジタル通信サービスまたは特定地域向け音声利用 I P 通信網サービスに係る部分とを合わせて、当社が測定した通信時間と料金表の定めとに基づいて算定した通信料金の支払いを要します。ただし、当社が別途指定するものから契約者回線等へ行った通信料金については、それぞれ当社が指定する事業者が定める電話サービス契約約款、総合デジタル通信サービス契約約款または特定地域向け音声利用 I P 通信網サービス契約約款等に定めるところによります。
3. 相互接続通信の料金の支払義務については、前2項の定めにかかわらず、契約者または相互接続通信の利用者は、相互接続協定に基づき当社の契約約款等に定めるところにより、相互接続通信に関する料金の支払いを要します。相互接続通信に係る料金の設定またはその請求については、当社が行うものとし、接続形態別の具体的な取扱いについては、相互接続協定に基づきNTT東西が別に定めるところによります。
4. 前3項の定めにかかわらず、付加機能等を利用して行った通信の通信料金について、料金表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。
5. 契約者（相互接続通信の利用者を含みます。以下この条において同じとします。）は、通信の料金について、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合は、料金表に定めるところにより算定した料金額の支払いを要します。この場合において、特別の事情があるときは、契約者と協議し、その事情を参酌するものとします。

第33条（工事費の支払い義務）

1. 契約者は、契約の申込みまたは工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表に定める工事費の支払いを要します。ただし、工事の着手前にその契約の解約またはその工事の請求の取消し（以下、この条において「解約等」といいます。）があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社はその工事費を返還します。
2. 工事の着手後完了前に解約等があった場合は、前項の定めにかかわらず、契約者は、その工事に関して解約等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担します。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

第34条（料金の計算等）

料金の計算方法ならびに料金および工事に関する費用の支払方法は、料金表に定めるところによります。ただし、当社が請求した料金等の額が支払いを要する料金等の額よりも過小であった場合は、当社が別に定める場合を除き、本規約の定めにより料金表に定める料金または工事に関する費用（当社が請求した料金または工事に関する費用の額と本規約の定めにより料金表に定める料金または工事に関する費用の支払いを要するものとされている額との差額を含みます。）の支払いを要します。

第35条（割増金）

本サービス契約者は、料金またはその他の債務の支払いを不法に免れたときは、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として支払うものとします。

第36条（遅延損害金）

本サービス契約者は、料金その他の債務（遅延損害金を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合は、支払期日の翌日から支払いがあった日の前日までの日数について、年14.5%の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。）で計算して得た額を遅延損害金として当社が別に定める方法により支払うものとします。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第8章 保守

第37条（契約者の維持責任）

契約者は、自営端末設備または自営電気通信設備を技術基準等に適合するよう維持するものとします。

第38条（契約者の切分責任）

1. 契約者は、自営端末設備または自営電気通信設備が利用回線等に接続されている場合であって、当社の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その自営端末設備または自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。
2. 前項の確認に際して、契約者から請求があったときは、当社は、本サービス取扱所において試験を行い、その結果を契約者に通知します。
3. 当社は、前項の試験により当社が設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社または特定事業者の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備または自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合の負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。
※ 本条は、当社が別に定めるところにより当社と保守契約を締結している自営端末設備または自営電気通信設備には適用しません。

第39条（修理または復旧の順位）

修理または復旧の順位は、NTT東西のIP通信網サービス契約約款第50条の定めによります。

第9章 損害賠償

第40条（責任の制限）

1. 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったとき（その提供をしなかったことの原因が、本邦のケーブル陸揚局（複数地点間の電気通信のために用いられる海底ケーブルの陸揚げを行う事業所をいいます。以下同じとします。）もしくは固定衛星地球局より外国側もしくは衛星側の電気通信回線設備における障害であるときまたは契約者回線に係る電気通信サービスによるものであるときを除きます。）は、その本サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、契約者の料金減額請求に応じます。
2. 当社は、本条第1項に示す場合において、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限り）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその本サービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限り賠償します。
 - （1） 料金表に定める基本料金
 - （2） 料金表に定める通信料金（本サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月（毎月1日から同月末日までの間をいいます。以下同じとします。）の前6か月間の1日当たりの平均通信料金（前6か月間の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額）により算出します。）。
3. 当社の故意または重大な過失により本サービスの提供をしなかったときは、前2項の定めは適用しません。
4. 第1項および第2項の定めにかかわらず、付加機能に係る損害賠償の取扱いに関する細目について料金表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

※1 本条第2項第2号に定める当社が別に定める方法により算出した額は、原則として、本サービスを全く利用できない状態が生じた日前の実績が把握できる期間における1日当たりの平均通信料金とします。

※2 本条第2項の場合において、日数に対応する料金額の算定にあたっては、料金表の定めに基づいて取り扱います。

第41条（免責）

1. 当社は、本サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理または復旧の工事にあたって、契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それが当社の責めによらない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。
2. 当社は、本規約等の変更により自営端末設備または自営電気通信設備の改造または変更（以下、この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については、負担しません。ただし、端末設備等の接続の技術的条件（以下、この条において

「技術的条件」といいます。)の定めの変更(当社に設置する電気通信設備の変更に伴う技術的条件の定めの変更を含みます。)により、現に当社が設置する電気通信回線設備に接続されている自営端末設備または自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更したために係る部分に限り負担します。

第10章 雑則

第42条 (承諾の限界)

当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なときまたは保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。ただし、本規約において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

第43条 (利用に係る契約者の義務)

1. 契約者は、次のことを守っていただきます。

- (1) 故意に接続契約者回線等を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換または本サービスの品質確保に妨害を与える行為を行わないこと。
- (2) 故意に多数の不完了呼を発生させる等、通信の輻輳を生じさせるおそれがある行為を行わないこと。
- (3) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。
- (4) 当社が契約に基づき設置した電気通信設備は注意をもって保管すること。

2. 契約者は、前項の定め違反して電気通信設備を亡失し、またはき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要なる費用を支払っていただきます。

第44条 (契約者からの契約者回線の設置場所の提供等)

契約者からの契約者回線等および端末設備の設置場所の提供等については、次のとおりとします。

- (1) 契約者回線等の終端にある構内(これに準ずる区域内を含みます。)または建物内において、当社が契約者回線等および端末設備を設置するために必要な場所は、その契約者から提供していただきます。
- (2) 当社が本サービス利用契約に基づいて設置する電気通信設備に必要な電気は、契約者から提供していただくことがあります。
- (3) 契約者は、契約者回線等の終端のある構内(これに準ずる区域内を含みます。)または建物内において、当社の電気通信設備を設置するために管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその設備を設置していただきます。

第45条 (技術的事項)

本サービスにおける基本的な技術的事項は、NTT東西が定めるところによります。

第46条 (利用上の制限)

契約者が、NTT東西の「音声利用 I P 通信網サービス契約約款」第47条に掲げる態様で通信を行うことを禁じます。

第47条 (契約者の情報の通知等)

1. 契約者は、当社またはNTT東西と相互接続通信に係る契約を締結している事業者から請求があったときは、当社がその契約者の氏名、住所および契約者回線番号等の情報を、その事業者へ通知する場合があることについて、同意していただきます。
2. 相互接続通信(当社が別に定める付加機能によりその相互接続通信に転送されることとなる通信を含みます。以下この項において同じとします。)に係る契約を締結している者は、その相互接続通信を行うときに、当社がその相互接続通信の発信に係る契約者回線番号等相互接続のために必要な情報を、その相互接続通信に係る事業者へ通知することについて、同意していただきます。

3. 契約者（相互接続通信の利用者を含みます。）は、契約者回線等から、当社が別に定める付加機能を利用する契約者回線等への通信を行った場合、その通信があった日時、その通信に係る発信電話番号等（電話番号その他当社が別に定める番号等をいいます。）、その通信の着信に係る契約者回線番号、録音されたメッセージその他料金表に定める内容を、電子メールによりその付加機能を利用する契約者の指定するメールアドレスに送信することがあることについて、同意していただきます。
4. 契約者（相互接続通信の利用者を含みます。以下この項において同じとします。）は、当社が通信履歴等その契約者に関する情報を、当社の委託により本サービスに関する業務を行う者に通知する場合があることについて、同意していただきます。
5. 契約者は、第23条（利用停止）第1項第5号で定める場合は、当社がその契約者の氏名、住所および電話番号等を、警察機関に通知する場合があることについて、同意していただきます。

第48条（法令に定める事項）

本サービスの提供または利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

第49条（附帯サービス）

1. 端末設備の貸与

- (1) 当社は、契約者から請求があったときは、当社が別に定めるところにより、端末設備を貸与します。
- (2) 契約者は、(1)の請求をし、その端末設備の提供を受けたときは、当社が別に定めるところにより、端末設備に係る料金および工事に関する費用を支払っていただきます。

2. 電話帳の掲載

- (1) 当社は、光電話サービス契約者から請求があったときは、その光電話サービス契約者に係る電気通信番号と次の事項を電話帳に掲載します。
 - ア 光電話サービス契約者またはその光電話サービス契約者が指定する者の氏名、名称または称号のうち一つ
 - イ 光電話サービス契約者またはその光電話契約者が指定する者の職業（協定事業者が定める職業区分によるものとします。）のうち一つ
 - ウ 光電話サービス契約者にかかる契約者回線等の終端のある場所（光電話サービス契約者またはその光電話サービス契約者が指定する者の住所または居所による掲載の請求があった場合で、当社が光電話サービス契約者に係る契約者回線等の終端の場所による掲載が適当でないときと認めるときは、その請求のあった場所）
- (2) (1)に規定する事項は、協定事業者が定める形式に従って掲載します。
- (3) 当社は、その掲載が協定事業者の電話帳発行業務に支障を及ぼすおそれがあるときは（1）の規定にかかわらず、電話帳の掲載の取扱いを行わないことがあります。
- (4) 光電話サービス契約者は、（1）の請求をし、その承諾を受けたときは、別に定める料金表に記載の支払いを要します。

第50条（サービスの廃止）

1. 当社は、本サービスの全部または一部を廃止することがあります。
2. 当社は、前項の定めにより本サービスを廃止するときは、相当な期間前に契約者に告知します。

付則

本約款は2024年4月1日より効力を有するものとします。

NTT東日本

「音声利用IP通信網サービス契約約款」 (<https://www.ntt-east.co.jp/tariff/pdf/e13.pdf>)

「端末設備貸出サービスに係る利用規約」 (<https://www.ntt-east.co.jp/tariff/appendix/eb13s0052.pdf>)

NTT西日本

「音声利用IP通信網サービス契約約款」 (<https://www.ntt-west.co.jp/tariff/yakkan/pdf/w11.pdf>)

「端末設備貸出サービスに係る利用規約」 (<http://www.ntt-west.co.jp/tariff/html/wb11s0052.pdf>)

Doひかり電話サービス料金表

2024年4月1日現在

※税込価格は税率10%に基づく金額です。

■ 契約料

区分	単位	料金額
新規	契約回線ごと	不要
転用	契約回線ごと	1,800円（税込1,980円）

※Doひかり電話を単独で転用した場合の料金です。

※Doひかり回線と同時に転用した場合の料金は、Doひかり転用費用3,500円（税込3,850円）のみとなります。

※光回線と同時に事業者変更した場合の料金は、Doひかり事業者変更費用3,500円（税込3,850円）のみとなります。

■ 月額料

① 基本料金

プラン	月額利用料に含まれる 通話料金	月額利用料に含まれる 通話料金を超過後の通話料	月額利用料
Doひかり電話（基本）			500円（税込550円）
Doひかり電話A（エース）	480円分（税込528円）※ 最大3時間相当	8円（税込8.8円）/3分	1,500円（税込1,650円）
Doひかり電話オフィスタ입 3チャンネル・1番号			1,300円（税込1,430円）
Doひかり電話オフィスA（エース） 1チャンネル・1電話番号			1,100円（税込1,210円）

上記料金に加え、1電話番号ごとにユニバーサルサービス料と電話リレーサービス料が必要となります。料金はユニバーサルサービス・電話リレーサービス支援機関が定める1電話番号あたりの費用（番号単価）と同額であり、番号単価の変更にあわせて見直します。翌月に使い切らなかった場合、無効となります。

※料金プランの変更およびひかり電話の解約時は、繰り越した通話料分は無効となります。

② ユニバーサルサービス料

ユニバーサルサービス料は、ユニバーサルサービス支援機関において、半年に1回、見直しが行われます。

単位	月額利用料
1番号ごと	可変

※NTT東日本およびNTT西日本の定めによります。

③ 電話リレーサービス料

電話リレーサービス料は、電話リレーサービス支援機関において、1年に1回、見直しが行われます。

単位	月額利用料
1番号ごと	可変

※NTT東日本およびNTT西日本の定めによります。

④ 通話・通信料金 ※国際通話料金は別表2に記載

区分		通話料・通信料	
音声	加入電話・INSネット・ひかり電話への通話	8円（税込8.8円）/3分	
	携帯電話への通話	16円（税込17.6円）/1分	
	050IP電話への通話	10.5円（税込11.55円）/1分	
データ通信 ※1	データ通信対応機器から データ通信対応機器へのデータ通信	利用帯域 64Kbpsまで	1円（税込1.1円）/30秒
		利用帯域 64Kbps超 ～12Kbpsまで	1.5円（税込1.65円）/30秒
		利用帯域 512Kbps超 ～1Mbpsまで	2円（税込2.2円）/30秒
テレビ電話	テレビ電話対応機器から テレビ電話対応機器へのテレビ電話通信	利用帯域 2.6Mbpsまで	15円（税込16.5円）/3分
その他 ※2	上記以外の通信 （音声・データコネクト・テレビ電話を 複数同時利用した場合など）	利用帯域 2.6Mbps超	100円（税込110円）/3分

※1 利用帯域の合計に対して適用します。データ通信を複数同時利用した場合、合計利用帯域が1Mbps超～2.6Mbpsまでは16.5円（税込）/3分、2.6Mbps超は110円（税込）/3分となります。

※2 通話料は、発信者側の事業者により異なります。

⑤ オプションサービス料金 Doひかり電話（基本）/ Doひかり電話A（エース）

サービス名	単位	月額利用料	
ナンバー・ディスプレイ	1 利用回線ごと	400円（税込440円）	
ナンバー・リクエスト	1 利用回線ごと	200円（税込220円）	
キャッチホン	1 利用回線ごと	300円（税込330円）	
ボイスワープ	1番号ごと	500円（税込550円）	
迷惑電話おこわりサービス※1	1利用回線または1番号ごと	200円（税込220円）	
着信お知らせメール	1番号ごと	100円（税込110円）	
FAXお知らせメール	1番号ごと	100円（税込110円）	
複数チャネル「ダブルチャネル」	1 利用回線ごと	200円（税込220円）	
追加番号サービス「マイナンバー」	1番号ごと	100円（税込110円）	
特定番号通知機能	1番号ごと	100円（税込110円）	
ひかり電話 #ダイヤル	全国利用型	1 #ダイヤル番号ごと	15,000円（税込16,500円）
	ブロック内利用型	1 #ダイヤル番号ごと	10,000円（税込11,000円）
グループ通話定額	1チャネルごと※2	400円（税込440円）	

※1 迷惑電話おこわりサービスは、電話番号個々に拒否設定する電話番号単位での契約と、契約配下の電話番号すべてに対して一括拒否設定するひかり電話契約単位での契約があります。ただし、後者は追加番号を契約の場合のみ利用可能です。

※2 ご利用いただいているチャネル数分の定額料が必要です。

⑥ オプションサービス料金 Doひかり電話オフィスタイプ/ Doひかり電話オフィスA（エース）

サービス名		単位	月額利用料
ナンバー・ディスプレイ ★		1 利用回線ごと	1,200円（税込1,320円）
ナンバー・リクエスト ★		1 利用回線ごと	600円（税込660円）
ボイスワープ ★		1番号ごと	500円（税込550円）
迷惑電話おことわりサービス※1 ★		1番号ごとまたは1契約ごと	200円（税込220円）
着信お知らせメール		1番号ごと	100円（税込110円）
FAXお知らせメール		1番号ごと	100円（税込110円）
複数チャネル※2	Doひかり電話オフィスタイプ	1 チャネルごと	400円（税込440円）
	Doひかり電話オフィスA（エース）		1,000円（税込1,100円）
追加番号		1追加番号ごと	100円（税込110円）
特定番号通知機能		1番号ごと	100円（税込110円）
一括転送機能 ◆		1 利用回線ごと	3,000円（税込3,300円）
故障・回復通知機能 ◆		1 利用回線ごと	3,000円（税込3,300円）
ひかり電話 # ダイヤル	全国利用型	1 # ダイヤル番号ごと	15,000円（税込16,500円）
	ブロック内利用型	1 # ダイヤル番号ごと	10,000円（税込11,000円）
グループダイヤリング ◆	基本機能	1契約回線ごと（1事業所番号含む）	3,500円（税込3,850円）
	オプション機能	追加事業所番号 1 番号ごと	2,000円（税込2,200円）
同一契約者グループ内通話 ★		1 チャネルごと※3	400円（税込440円）

★Doひかり電話オフィスA（エース）の基本料金でご利用いただけるサービスです。

◆ Doひかり電話オフィスタイプではご利用いただけません。

※1 迷惑電話おことわりサービスは、電話番号個々に拒否設定する電話番号単位での契約と、契約配下の電話番号すべてに対して一括拒否設定するひかり電話契約単位での契約があります。ただし、後者は追加番号を契約の場合のみ利用可能です。

※2 VG420i-E/VG820i-E/ VG430/830iを利用して、ISDNユニットを搭載しているビジネスホンやG4FAXを接続する場合、契約チャネル数が奇数の場合「ビジネスホンが外線を掴むが発信できない」等、通信機器が正常でない動作をする可能性がありますので、偶数チャネルでの契約を推奨します。

※3 ご利用いただいているチャネル数分の定額料が必要です。なお、契約単位は利用回線単位となります。

⑦ 対応機器利用料

項目	月額利用料
Doひかり電話/ Doひかり電話A（エース）対応機器	200円（税込220円）
Doひかり電話オフィスタイプ対応機器（4ch用）	1,000円（税込1,100円）
Doひかり電話オフィスタイプ対応機器（8ch用）	1,500円（税込1,650円）
Doひかり電話オフィスA（エース）対応機器（4ch用）	1,000円（税込1,100円）
Doひかり電話オフィスA（エース）対応機器（8ch用）	1,500円（税込1,650円）
Doひかり電話オフィスA（エース）対応機器（23ch用）	5,400円（税込5,940円）

■ 工事費

区分		単位	料金額
同番移行工事費	変更前の電気通信番号と同一の契約者回線番号となる場合に加算	1回線または1番号ごと	2,000円 (税込2,200円)
有料改番工事費	請求による契約者回線番号変更の場合※1	工事ごと	2,500円 (税込2,750円)

※1 間違い電話、特殊詐欺等の犯罪被害を受けた場合または受けるおそれがある場合の電話番号変更の場合は工事費無料となります。

① Doひかり電話の利用回線の移転もしくは変更、チャンネル数の増加、契約者回線番号の増加、契約者回線番号非通知の扱いの変更、利用の開始もしくは細目の変更、付加サービスの利用の開始もしくは変更、その他契約内容の変更に関する工事

区分		単位	料金額	
基本工事費	交換機等工事のみ（無派遣工事）の場合	工事ごと	2,000円 (税込2,200円)	
	派遣工事	基本額	7,500円 (税込8,250円)	
		加算額※1	3,500円 (税込3,850円)	
交換機等工事費	基本機能	1回線ごと	1,000円 (税込1,100円)	
	付加サービス工事※2	追加番号「マイナンバー」	1番号ごと	700円 (税込770円)
		複数チャンネル「ダブルチャンネル」	1チャンネルごと	1,000円 (税込1,100円)
		ナンバー・ディスプレイ	1回線ごと	1,000円 (税込1,100円)
		ナンバー・リクエスト	1回線ごと	1,000円 (税込1,100円)
		キャッチホン	1回線ごと	1,000円 (税込1,100円)
		ボイスワープ	1番号ごと	1,000円 (税込1,100円)
		迷惑電話おことわりサービス	1回線または1番号ごと	1,000円 (税込1,100円)
		着信お知らせメール	1番号ごと	1,000円 (税込1,100円)
		FAXお知らせメール	1番号ごと	1,000円 (税込1,100円)
		ひかり電話#ダイヤル	1番号ごと	1,000円 (税込1,100円)
		特定番号通知機能	1番号ごと	1,000円 (税込1,100円)

※1 お客さま宅内での工事費の合計が29,000円（税別）を超える場合、29,000円（税別）ごとに加算される額。

※2 付加サービス工事費は、派遣工事と同時に施工される場合は適用除外となります。

② 機器工事費 Doひかり電話（基本） / Doひかり電話A（Eース）

区分	単位	料金額
設置費※1	1装置ごと	1,500円 (税込1,650円)
設定費※2	1装置ごと	1,000円 (税込1,100円)

※1 光回線と同時工事がかつONU/VDSL一体型のひかり電話対応ルータを設置する場合、設置費は発生しません。

※2 設定費は、設置時にお客さまのご要望によりひかり電話対応ルータの設定を行った際に発生します。

③ 機器工事費 Doひかり電話オフィスタイプ / Doひかり電話オフィスA（Eース）

区分	単位	料金額
4チャンネル用	1装置ごと	8,000円 (税込8,800円)
8チャンネル用	1装置ごと	9,500円 (税込10,450円)

※1 光回線と同時工事がかつONU/VDSL一体型のひかり電話対応ルータを設置する場合、設置費は発生しません。

※2 設定費は、設置時にお客さまのご要望によりひかり電話対応ルータの設定を行った際に発生します。

■ 事務手数料

項目	内容	金額
事務手数料	新規、転用、変更の申込に係わる費用	5,000円（税込5,500円）

※Doひかり回線と同時工事の場合は重複しての費用発生はありません。

■ 電話帳掲載料 ※重複掲載

項目	単位	金額
タウンページ 事務用	1 掲載につき1発行毎	500円（税込550円）

※電話番号あたり1 掲載無料です。

※重複掲載は、同一住所・同一電話番号で違う名前で載せる必要がある時を指します。

Doひかり電話国際通話料金・通信料金

国名	通話料（単位：円）	単位時間
アイスランド共和国	70	1分
アイルランド	20	1分
アゼルバイジャン共和国	70	1分
アセンション島	250	1分
アフガニスタン・イスラム共和国	160	1分
アメリカ合衆国	9	1分
アラブ首長国連邦	50	1分
アルジェリア民主人民共和国	127	1分
アルゼンチン共和国	50	1分
アルバ	80	1分
アルバニア共和国	120	1分
アルメニア共和国	202	1分
アンギラ	80	1分
アンゴラ共和国	45	1分
アンティグア・バーブーダ	80	1分
アンドラ公国	41	1分
イエメン共和国	140	1分
イスラエル国	30	1分
イタリア共和国	20	1分
イラク共和国	225	1分
イラン・イスラム共和国	80	1分
イリジウム	250	1分
インド	80	1分
インドネシア共和国	45	1分
インマルサット-B	307	1分
インマルサット-BGAN/FBB	209	1分
インマルサット-BGAN-HSD/FBB-HSD	700	1分
インマルサット-B-HSD	700	1分
インマルサット-M	363	1分
インマルサット-M4-HSD/F-HSD	700	1分
インマルサット-エアロ	700	1分
インマルサット-ミニM/フリート/M4	209	1分
ウガンダ共和国	50	1分
ウクライナ	50	1分
ウズベキスタン共和国	100	1分

ウルグアイ東方共和国	60	1分
英領バージン諸島	55	1分
エクアドル共和国	60	1分
エジプト・アラブ共和国	75	1分
エストニア共和国	80	1分
エチオピア連邦民主共和国	150	1分
エリトリア国	125	1分
エルサルバドル共和国	60	1分
オーストラリア連邦	20	1分
オーストリア共和国	30	1分
オマーン国	80	1分
オランダ王国	20	1分
オランダ領アンティール	70	1分
ガーナ共和国	70	1分
カーボヴェルデ共和国	75	1分
ガイアナ共和国	80	1分
カザフスタン共和国	70	1分
カタール国	112	1分
カナダ	10	1分
ガボン共和国	70	1分
カメルーン共和国	80	1分
ガンビア共和国	115	1分
カンボジア王国	90	1分
ギニア共和国	70	1分
ギニアビサウ共和国	250	1分
キプロス共和国	45	1分
キューバ共和国	112	1分
ギリシャ共和国	35	1分
キリバス共和国	155	1分
キルギス共和国	140	1分
グアテマラ共和国	50	1分
グアドループ島	75	1分
グアム	20	1分
クウェート国	80	1分
クック諸島	155	1分
グリーンランド	91	1分
グルジア	101	1分
グレート・ブリテン及び北アイルランド連合王国	20	1分
グレナダ	80	1分

クロアチア共和国	101	1分
ケイマン諸島	70	1分
ケニア共和国	75	1分
コートジボワール共和国	80	1分
コスタリカ共和国	35	1分
コソボ共和国	120	1分
コモロ連合	80	1分
コロンビア共和国	45	1分
コンゴ共和国	150	1分
コンゴ民主共和国	75	1分
サイパン	30	1分
サウジアラビア王国	80	1分
サモア独立国	80	1分
サントメ・プリンシペ民主共和国	200	1分
ザンビア共和国	70	1分
サンピエール島・ミクロン島	50	1分
サンマリノ共和国	60	1分
シエラレオネ共和国	175	1分
ジブチ共和国	125	1分
ジブラルタル	90	1分
ジャマイカ	75	1分
シリア・アラブ共和国	110	1分
シンガポール共和国	30	1分
ジンバブエ共和国	70	1分
スイス連邦	40	1分
スウェーデン王国	20	1分
スーダン共和国	125	1分
スペイン	30	1分
スラールヤ	175	1分
スリナム共和国	80	1分
スリランカ民主社会主義共和国	75	1分
スロバキア共和国	45	1分
スロベニア共和国	100	1分
スワジランド王国	45	1分
赤道ギニア共和国	120	1分
セネガル共和国	125	1分
セルビア共和国	120	1分
セントクリストファー・ネイビス連邦	79	1分
セントビンセント及びグレナディーン諸島	80	1分

セントヘレナ	250	1分
セントルシア	80	1分
ソマリア民主共和国	125	1分
ソロモン諸島	159	1分
タークス・カイコス諸島	80	1分
タイ王国	45	1分
大韓民国	30	1分
台湾	30	1分
タジキスタン共和国	60	1分
タンザニア連合共和国	80	1分
チェコ共和国	45	1分
チェンジア共和国	70	1分
チャド共和国	250	1分
中華人民共和国	30	1分
朝鮮民主主義人民共和国	129	1分
チリ共和国	35	1分
ツバル	120	1分
デンマーク王国	30	1分
ドイツ連邦共和国	20	1分
トーゴ共和国	110	1分
トケラウ諸島	159	1分
ドミニカ共和国	35	1分
ドミニカ国	112	1分
トリニダード・トバコ共和国	55	1分
トルクメニスタン	110	1分
トルコ共和国	45	1分
トンガ王国	105	1分
ナイジェリア連邦共和国	80	1分
ナウル共和国	110	1分
ナミビア共和国	80	1分
ニウエ	159	1分
ニカラグア共和国	55	1分
ニジェール共和国	70	1分
ニューカレドニア	100	1分
ニュージーランド	25	1分
ネパール連邦民主共和国	106	1分
ノーフォーク島	79	1分
ノルウェー王国	20	1分
バーレーン王国	80	1分

ハイチ共和国	75	1分
パキスタン・イスラム共和国	70	1分
パナマ共和国	55	1分
バヌアツ共和国	159	1分
バハマ国	35	1分
パプアニューギニア独立国	50	1分
バミューダ諸島	50	1分
パラオ共和国	100	1分
パラグアイ共和国	60	1分
バルバドス	75	1分
バレスチナ	30	1分
ハワイ	9	1分
ハンガリー共和国	35	1分
バングラデシュ人民共和国	70	1分
東ティモール民主共和国	126	1分
フィジー共和国	50	1分
フィリピン共和国	35	1分
フィンランド共和国	30	1分
ブータン王国	70	1分
プエルトリコ	40	1分
フェロー諸島	75	1分
フォークランド諸島	190	1分
ブラジル連邦共和国	30	1分
フランス共和国	20	1分
フランス領ギアナ	50	1分
フランス領ポリネシア	50	1分
フランス領ワリス・フチュナ諸島	230	1分
ブルガリア共和国	80	1分
ブルキナファソ	80	1分
ブルネイ・ダルサラーム島	62	1分
ブルンジ共和国	70	1分
米領サモア	50	1分
米領バーキン諸島	20	1分
ベトナム社会主義共和国	85	1分
ベナン共和国	80	1分
ベネズエラ・ボリバル共和国	50	1分
ベラルーシ共和国	80	1分
ベリーズ	55	1分
ベルー共和国	55	1分

ベルギー王国	20	1分
ポーランド共和国	40	1分
ボスニア・ヘルツェゴビナ	60	1分
ボツワナ共和国	75	1分
ボリビア多民族国	55	1分
ポルトガル共和国	35	1分
香港	30	1分
ホンジュラス共和国	65	1分
マーシャル諸島共和国	110	1分
マイヨット島	150	1分
マカオ	55	1分
マケドニア旧ユーゴスラビア共和国	80	1分
マダガスカル共和国	160	1分
マラウイ共和国	127	1分
マリ共和国	55	1分
マルタ共和国	70	1分
マルチニーク島	55	1分
マレーシア	30	1分
ミクロネシア連邦	79	1分
南アフリカ共和国	75	1分
南スーダン共和国	125	1分
ミャンマー連邦共和国	90	1分
メキシコ合衆国	35	1分
モーリシャス共和国	70	1分
モーリタニア・イスラム共和国	80	1分
モザンビーク共和国	127	1分
モナコ公国	25	1分
モルディブ共和国	105	1分
モルドバ共和国	101	1分
モロッコ王国	70	1分
モンゴル国	60	1分
モンセラット	112	1分
モンテネグロ	120	1分
ヨルダン・ハシェミット王国	110	1分
ラオス人民民主共和国	105	1分
ラトビア共和国	90	1分
リトアニア共和国	60	1分
リビア	70	1分
リヒテンシュタイン公国	30	1分

リベリア共和国	75	1分
ルーマニア	60	1分
ルクセンブルク大公国	35	1分
ルワンダ共和国	125	1分
レソト王国	70	1分
レバノン共和国	112	1分
レユニオン	70	1分
ロシア	45	1分
中央アフリカ共和国	127	1分